

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年10月13日

【四半期会計期間】 第28期第2四半期(自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日)

【会社名】 株式会社マックハウス

【英訳名】 MAC HOUSE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 白 土 孝

【本店の所在の場所】 東京都杉並区梅里一丁目7番7号

【電話番号】 03 - 3316 - 1911

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理統括本部長 杉 浦 功 四 郎

【最寄りの連絡場所】 東京都杉並区梅里一丁目7番7号

【電話番号】 03 - 3316 - 1911

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理統括本部長 杉 浦 功 四 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期 第2四半期 累計期間	第28期 第2四半期 累計期間	第27期
会計期間	自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日	自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日	自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日
売上高 (百万円)	16,669	15,163	33,727
経常利益 (百万円)	20	48	681
当期純利益又は四半期純損失 () (百万円)	145	103	133
持分法を適用した場合の投資 利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	1,617	1,617	1,617
発行済株式総数 (千株)	15,597	15,597	15,597
純資産額 (百万円)	14,369	13,965	14,391
総資産額 (百万円)	23,883	21,592	23,767
1株当たり当期純利益金額又 は四半期純損失金額() (円)	9.49	6.74	8.70
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	8.66
1株当たり配当額 (円)	20.00	20.00	40.00
自己資本比率 (%)	60.0	64.5	60.4
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	453	1,187	31
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	41	179	542
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	316	344	631
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高 (百万円)	4,975	4,018	5,729

回次	第27期 第2四半期 会計期間	第28期 第2四半期 会計期間
会計期間	自 平成28年6月1日 至 平成28年8月31日	自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日
1株当たり四半期純損失金額 () (円)	16.35	6.93

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3 第27期第2四半期累計期間並びに、第28期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間（平成29年3月1日～平成29年8月31日）における我が国の経済は、企業収益の改善傾向、雇用・所得環境の改善傾向により、緩やかな回復基調が続く一方で、海外経済の不確実性など、先行き不透明な状況で推移しました。

競争激化が進む、中・低価格帯のカジュアルウェア市場におきましては、消費者の生活防衛意識は依然として高く、衣料品の実質消費支出は減少しており、経営環境は厳しい状況で推移しております。

かかる状況におきまして、当社は、「お客様の暮らしに役立つお店」をスローガンにジーンズカジュアルショップからジーンズを中心としたファミリーカジュアルショップへの脱皮を図ってまいりました。前期に掲げた再成長を図るための基本施策である「接客文化の浸透による営業力の強化」、「新規顧客の継続的増加」、「暮らしに必要な実需商品の拡大」、「調達改革による低価格・高粗利の実現」、「独自のデザイン及びコンテンツの追求」、「店舗の大型化による1店当たり売上の増加」の6つの行動指針に基づき、各施策に引き続き取り組みました。

売上高におきましては、SC（ショッピングセンター）を中心に新たに新店または移転をした大型店舗が順調に売上を伸ばす一方で、店舗数で約4割を占める路面店が低調に推移しました。商品面では、天候不順の影響を受け、トップスを中心としたメンズアパレル及びレディースアパレルが、前年売上を割り込みました。これらにより、期初に計画をしていた売上を達成することが出来ず、当第2四半期累計期間における既存店売上高は前年同四半期比5.7%減、既存店客単価は前年同四半期比0.3%増、既存店客数は前年同四半期比6.0%減となりました。

出退店につきましては、4店舗を新規出店した一方、16店舗を閉鎖し、当第2四半期累計期間末の店舗数は421店舗（前年同四半期比27店舗減）となりました。このうち、新しい業態の「マックハウス スーパーストア」及び「マックハウス スーパーストアフューチャー」の店舗数は、42店舗となりました。引き続き、広くて清潔感のある売場への移転及び出店を積極的に進めております。

利益面につきましては、商品調達改革が進んだことにより値入率が改善し、売上総利益率は前年同四半期比で5.2ポイント増となりました。

これらの結果、当第2四半期累計期間における売上高は15,163百万円（前年同四半期比9.0%減）となりました。また、営業利益は15百万円（前年同四半期は営業損失26百万円）、経常利益は48百万円（前年同四半期比136.7%増）、四半期純損失は103百万円（前年同四半期は四半期純損失145百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第2四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ2,174百万円減少し、21,592百万円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ2,446百万円減少し、14,691百万円となりました。これは主に現金及び預金が1,711百万円、商品が968百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べ272百万円増加し、6,900百万円となりました。

(負債)

当第2四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べ1,748百万円減少し、7,626百万円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べ2,045百万円減少し、4,933百万円となりました。これは主に支払手形及び買掛金が2,839百万円減少した一方で、電子記録債務が952百万円増加したこと等によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べ296百万円増加し、2,693百万円となりました。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ426百万円減少し、13,965百万円となりました。

これは主に、剰余金の配当306百万円を行ったこと等によるものであり、総資産に占める自己資本比率は64.5%となり前事業年度末に比べ4.1ポイント増となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は営業活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなり、資金は前事業年度末に比べ1,711百万円減少し、4,018百万円となりました。

また、当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果支出した資金は、1,187百万円(前年同四半期比733百万円支出増加)となりました。

これは主に、税引前四半期純損失を11百万円計上するとともに、たな卸資産の減少による収入968百万円、仕入債務の減少による支出2,179百万円等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果支出した資金は、179百万円(前年同四半期比137百万円支出増加)となりました。

これは主に、有形固定資産の取得240百万円等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果支出した資金は、344百万円(前年同四半期比27百万円支出増加)となりました。

これは主に配当金の支払額306百万円等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,000,000
計	31,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年10月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	15,597,638	15,597,638	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株で あります。
計	15,597,638	15,597,638	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成29年7月7日
新株予約権の数(個)	201(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成29年8月1日 至 平成59年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 485 資本組入額 243(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役 役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社の普通株式100株とする。
なお、新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式(普通株式の無償割当ての比率は、自己株式には割当てが生じないことを前提として算出した比率とする。)により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後割当株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後割当株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記の他、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で調整する。

また、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の取得事由
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の目的である株式の内容として当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

4. 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が競合他社(当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。)の役員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。

1 個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

新株予約権者が()重大な法令に違反した場合、()当社の定款に違反した場合又は()取締役を解任された場合には行使できないものとする。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする(新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする。)

新株予約権者が死亡した場合、上記に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。

その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)2に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得事由及び行使の条件

新株予約権の取得事由及び行使の条件は、(注)3及び(注)4の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社の取締役会で定める。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
自 平成29年 6月 1日 至 平成29年 8月31日	-	15,597,638	-	1,617	-	5,299

(6) 【大株主の状況】

平成29年 8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	9,389	60.20
マックハウス共栄会	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	915	5.86
いちごトラスト・パーティー・リミテッド (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1 NORTH BRIDGE ROAD, 06-08 HIGH STREET CENTRE, SINGAPORE 179094 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	600	3.84
豊島株式会社名古屋本社	愛知県名古屋市中区錦二丁目15-15	572	3.66
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	198	1.26
美濃屋株式会社	岐阜県岐阜市柳津町高桑五丁目112番地	126	0.81
マックハウス従業員持株会	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	101	0.64
帝人フロンティア株式会社	大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号	87	0.55
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	72	0.46
鈴木清彦	埼玉県北葛飾郡杉戸町	68	0.43
計	-	12,130	77.77

- (注) 1 上記のほか、自己株式が260千株(1.67%)あります。
2 マックハウス共栄会は当社の取引先持株会であります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年 8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 260,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,320,500	153,205	-
単元未満株式	普通株式 16,438	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	15,597,638	-	-
総株主の議決権	-	153,205	-

(注) 上記「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式39株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年 8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里 一丁目7番7号	260,700	-	260,700	1.67
計	-	260,700	-	260,700	1.67

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成29年6月1日から平成29年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成29年3月1日から平成29年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、優成監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有しておりませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当第2四半期会計期間 (平成29年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,729	4,018
売掛金	407	553
商品	10,360	9,391
前払費用	297	309
繰延税金資産	135	157
その他	208	261
流動資産合計	17,138	14,691
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	108	101
建物附属設備（純額）	1,257	1,375
構築物（純額）	22	20
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品（純額）	184	210
リース資産（純額）	9	301
土地	194	194
その他	24	6
有形固定資産合計	1,800	2,209
無形固定資産		
投資その他の資産		
長期前払費用	144	145
敷金及び保証金	3,891	3,814
繰延税金資産	550	534
その他	59	17
貸倒引当金	11	4
投資その他の資産合計	4,634	4,508
固定資産合計	6,628	6,900
資産合計	23,767	21,592

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当第2四半期会計期間 (平成29年8月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,968	2,128
電子記録債務	-	952
ファクタリング債務	376	230
未払金	309	273
未払法人税等	186	150
未払費用	679	744
賞与引当金	76	69
ポイント引当金	61	65
店舗閉鎖損失引当金	37	49
資産除去債務	32	23
その他	250	245
流動負債合計	6,978	4,933
固定負債		
退職給付引当金	1,435	1,484
転貸損失引当金	131	123
長期預り保証金	187	186
資産除去債務	605	638
その他	36	260
固定負債合計	2,397	2,693
負債合計	9,375	7,626
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,617	1,617
資本剰余金	5,299	5,299
利益剰余金	7,573	7,162
自己株式	153	153
株主資本合計	14,337	13,926
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	21	4
評価・換算差額等合計	21	4
新株予約権	33	43
純資産合計	14,391	13,965
負債純資産合計	23,767	21,592

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年8月31日)
売上高	16,669	15,163
売上原価	8,847	7,260
売上総利益	7,821	7,903
販売費及び一般管理費	7,848	7,888
営業利益又は営業損失()	26	15
営業外収益		
受取利息	4	3
受取家賃	147	161
その他	31	17
営業外収益合計	184	183
営業外費用		
支払利息	0	0
不動産賃貸費用	134	139
その他	2	9
営業外費用合計	137	149
経常利益	20	48
特別利益		
固定資産売却益	-	3
特別損失		
固定資産除却損	25	16
店舗閉鎖損失	1	-
減損損失	99	27
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	19
特別損失合計	126	63
税引前四半期純損失()	105	11
法人税、住民税及び事業税	87	85
法人税等還付税額	80	-
法人税等調整額	32	6
法人税等合計	39	91
四半期純損失()	145	103

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	105	11
減価償却費	138	198
減損損失	99	27
退職給付引当金の増減額(は減少)	0	48
賞与引当金の増減額(は減少)	31	6
貸倒引当金の増減額(は減少)	7	6
ポイント引当金の増減額(は減少)	7	3
受取利息及び受取配当金	4	3
転貸損失引当金の増減額(は減少)	8	8
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	17	11
リース資産減損勘定の増減額(は減少)	20	0
支払利息	0	0
賃借料との相殺による保証金返還額	72	70
売上債権の増減額(は増加)	72	146
たな卸資産の増減額(は増加)	668	968
仕入債務の増減額(は減少)	948	2,179
固定資産売却損益(は益)	-	3
固定資産除却損	25	16
店舗閉鎖損失	1	-
未払消費税等の増減額(は減少)	58	65
その他	52	25
小計	209	1,059
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	324	126
法人税等の還付額	80	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	453	1,187
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	285	240
有形固定資産の売却による収入	-	3
無形固定資産の取得による支出	1	7
定期預金の払戻による収入	300	-
敷金及び保証金の差入による支出	90	77
敷金及び保証金の回収による収入	52	178
その他	15	35
投資活動によるキャッシュ・フロー	41	179
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	306	306
リース債務の返済による支出	1	34
割賦債務の返済による支出	8	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	316	344
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	811	1,711
現金及び現金同等物の期首残高	5,787	5,729
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,975	4,018

【注記事項】

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期貸借対照表関係)

一部の債務の支払について、従来の手形による支払に代え、ファクタリング方式による支払を採用しております。

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)
役員報酬及び給与手当	2,198百万円	2,142百万円
賞与引当金繰入額	75百万円	69百万円
退職給付費用	64百万円	74百万円
営業地代家賃	2,042百万円	1,974百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)
現金及び預金勘定	5,975百万円	4,018百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,000百万円	- 百万円
現金及び現金同等物	4,975百万円	4,018百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月25日 定時株主総会	普通株式	306	20.00	平成28年2月29日	平成28年5月26日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年10月7日 取締役会	普通株式	306	20.00	平成28年8月31日	平成28年11月2日	利益剰余金

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月24日 定時株主総会	普通株式	306	20.00	平成29年2月28日	平成29年5月25日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年10月11日 取締役会	普通株式	306	20.00	平成29年8月31日	平成29年11月2日	利益剰余金

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自平成28年3月1日至平成28年8月31日)

当社は衣料品等小売業並びにその他サービス業務を営んでおりますが、その他サービス業務の重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当第2四半期累計期間(自平成29年3月1日至平成29年8月31日)

当社は衣料品等小売業並びにその他サービス業務を営んでおりますが、その他サービス業務の重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年8月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	9円49銭	6円74銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(百万円)	145	103
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額()(百万円)	145	103
普通株式の期中平均株式数(千株)	15,336	15,336
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注)前第2四半期累計期間並びに、当第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成29年10月11日開催の取締役会において、平成29年8月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当の総額	306百万円
1株当たりの金額	20円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成29年11月2日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年10月10日

株式会社マックハウス
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 前田 裕次 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴見 寛 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石上 卓哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マックハウスの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第28期事業年度の第2四半期会計期間（平成29年6月1日から平成29年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成29年3月1日から平成29年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マックハウスの平成29年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。